四　日本の国籍を有しない者であり、かつ、前号に規定する者に同行する配偶者であつて、入管法第七条第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦において一年を超えない期間滞在し、観光、保養その他これらに類似する活動を行うもの（第一号及び前号に該当する者を除く。）

第二条第三項中「に規定する」の下に「同令別記第七号の四様式による」を加える。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

**第二条**　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「入管法別表第一の五の表の下欄二の規定に基づき」を「入管法第七条第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち」に、「又は診療所」を「若しくは診療所」に、「又は傷害について医療」を「若しくは傷害について医療」に、「を行うもの及び」を「又は」に、「又は傷害について継続」を「若しくは傷害について継続」に、「並びに」を「及び」に改め、「これらの」の下に「活動を行う」を加え、同条第六号を同条第六号とし、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三　日本の国籍を有しない者であって、入管法第七条第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦において一年を超えない期間滞在し、観光、保養その他これらに類似する活動を行うもの（第一号に該当する者を除く。）

四　日本の国籍を有しない者であり、かつ、前号に規定する者に同行する配偶者であって、入管法第七条第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦において一年を超えない期間滞在し、観光、保養その他これらに類似する活動を行うもの（第一号及び前号に該当する者を除く。）

第十条第三項中「に規定する」の下に「同令別記第七号の四様式による」を加える。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

# 告　示

## ○法務省告示第三百四十一号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、平成二年法務省告示第百三十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月二十三日

法務大臣　上川　陽子

第五号の二中「日本国領事官等」の下に「（法第二条第四号に規定する日本国領事官等をいう。以下同じ。）」を加える。

第三十九号の次に次の二号を加える。

四十　次のいずれにも該当する十八歳以上の者が、本邦において一年を超えない期間滞在して行う観光、保養その他これらに類似する活動

イ　我が国が、法令、国際約束又は日本国政府が外国政府に対して行った通告により、旅行形態を限定することなく、その国又は地域（法第二条第五号ロの地域及び国から旅券を発行する権限を付与されている行政区画をいう。以下同じ。）の国籍者等（国にあってはその国の国籍を有する者をいい、地域にあっては当該地域の居住者にのみ発行される旅券を所持する者をいう。以下同じ。）であって、その国又は地域が発行する一般旅券（旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二条第二号に規定する一般旅券に相当するものをいう。以下同じ。）を所持し、観光その他の目的で本邦に短期間滞在しようとするものについて、日本国領事官等の査証を必要としないこととしている国又は地域（その国又は地域の一般旅券を所持する者の全てについて査証の取得を勧奨する措置をとっている場合を除く。）のうち、別表第九に掲げるものの国籍者等であること。

ロ　申請の時点において、申請人及びその配偶者の預貯金の額の合計額が日本円に換算して三千万円以上（当該配偶者がこの号に掲げる活動を指定されて在留し又は在留しようとしている場合にあっては、六千万円以上）であること。

ハ　本邦における滞在中に死亡し、負傷し、又は疾病に罹患した場合における保険に加入していること。

四十一　前号に掲げる活動を指定されて在留する者に同行する配偶者であって、同号イ及びハのいずれにも該当するものが、本邦において一年を超えない期間滞在して行う観光、保養その他これらに類似する活動

別表第八の次に次の一表を加える。

**別表第九**

アイスランド共和国、アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン共和国、アンドラ公国、イスラエル国、イタリア共和国、インドネシア共和国、ウルグアイ東方共和国、エストニア共和国、エルサルバドル共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、オランダ王国、カナダ、キプロス共和国、ギリシャ共和国、グアテマラ共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、クロアチア共和国、コスタリカ共和国、サンマリノ共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スリナム共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タイ王国、大韓民国、チェコ共和国、チュニジア共和国、チリ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ドミニカ共和国、トルコ共和国、ニュージーランド、ノルウェー王国、バハマ国、バルバドス、ハンガリー、フィンランド共和国、フランス共和国、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ホンジュラス共和国、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ共和国、マレーシア、メキシコ合衆国、モーリシャス共和国、モナコ公国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、レソト王国、台湾、香港、マカオ

## ○法務省告示第三百四十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月二十三日

法務大臣　上川　陽子

第二号イの表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 大西工業株式会社 | 機械加工 |
| 兵庫県加古川市神野町西条七百九十番地の一 | |

第二号ハの表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 西成工業株式会社 | 千葉県佐倉市千成三丁目二十二番六号 | 内装仕上げ施工 |
| スエヒロシステムライン株式会社 | 東京都豊島区巣鴨二丁目十一番四号第三高橋ビル五階 | とび |
| 株式会社鋼研 | 長野県岡谷市長地小萩一丁目十二番十号 | 機械加工 |
| 株式会社ＹＭベジック | 長野県小諸市大字御影新田五十一番地 | 耕種農業 |

## ○法務省告示第三百四十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年九月一日法務省告示第四百四十二号の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月二十三日

法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 山三レンコン | 愛知県愛西市三和町中ノ割五十七番地一 | 耕種農業 |